「国民健康保険(資格・給付)、国民健康保険(賦課・徴収)、後期高齢者医療に関する事務 に係る「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」改訂版(素案)」の概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)によるマイナンバー(社会保障・税番号)制度の導入に伴い、国民健康保険(資格・給付)、国民健康保険(賦課・ 徴収)、後期高齢者医療に関する事務において、特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)ファイル

> H27.10月 個人番号の通知 H28.1月 番号の利用開始

特定個人情報ファイルを保有する場合、特定個人情報保護評価が必要となります。

●特定個人情報保護評価書とは

- 特定個人情報ファイルを保有しようとするときに、個人のプライバシー等の権利利益に与える 影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、その ようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。
- ・ しきい値(対象人数、取扱者数、重大事故の有無)による判定により、「全項目評価」、「重点項目評価」又は「基礎項目評価」の実施が必要となります。

国民健康保険(資格・給付)、国民健康保険(賦課・徴収)、後期高齢者医療に関する事務については、国(個人情報保護委員会)が定めた規則及び指針に基づき、「特定個人情報保護評価」を実施し、評価書の公表を行っております。この度、デジタル庁によるガバメントクラウドの調達に合わせ、ガバメントクラウド上に特定個人情報を含む副本データが移行されることに伴い、評価書の内容に「ガバメントクラウド」に係る内容等を追記いたします。規則及び指針では、この追記等は「重要な変更」に該当することとされていることから、「特定個人情報保護評価」の再実施を行うものです。

【全項目評価の対象となった場合は】

- ① 市で作成した評価書を公示します。
- ② 市で公示した評価書について、市民等から意見を募集します(パブリック・コメント)。
- ③ 市民等の意見を考慮した評価書をもとに、第三者点検を実施します。

【特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の公表までの流れ】

④ 第三者点検後、国の個人情報保護委員会へ評価書を提出、公表します。

市ホームページ・各区役所等で パブリック・コメントで 市が評価書(案)を作成・公示 広く市民の意見を求める! (国(個人情報保護委員会)が定めた様式をもとに) 有識者の点検を受ける! 個人情報保護委員会へ 第三者機関において

※根拠法令:番号法第28条

- (1) 評価書名 国民健康保険(資格・給付)、国民健康保険(賦課・徴収)、後期高齢者医療に関する事務に係る「全項目評価書」改訂版
- (2) 評価実施機関 さいたま市
- (3) 評価書の項目一覧

【 I. 基本情報 】

- ▶ 特定個人情報保護評価の対象となる事務の詳細な内容、当該事務において使用するシステムの機能、事務において取扱う特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署、当該事務において個人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載。
- ⇒ 当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載。

【Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 】

- ⇒ 特定個人情報ファイルの種類、対象となる本人の数・範囲、記録される項目その他の特定個人 情報保護評価の対象となる事務において取扱う特定個人情報ファイルの概要を記載。
- ➤ 特定個人情報の入手及び使用の方法、特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無及び委託する場合にはその方法、特定個人情報の提供又は移転の有無及び提供又は移転する場合にはその方法、特定個人情報の保管及び消去方法その他の特定個人情報ファイルを取扱うプロセスの概要を記載。

【Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 】

⇒ 特定個人情報ファイルを取扱うプロセスにおいて個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて詳細に分析し、このようなリスクを軽減するための措置について記載。

【Ⅳ. その他のリスク対策 】

- 全項目評価書様式に示すもの以外のリスクについても分析し、そのようなリスクを軽減するための措置について記載。
- ➤ また、自己点検・監査、従業者に対する教育・啓発等のリスク対策についても記載。
- ➤ これらのリスク対策を踏まえ、評価実施機関は、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するものとする記載。

【V. 開示請求、問合せ 】

⇒ 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せについて記載。

【VI. 評価実施手続 】

- 市民等からの意見の聴取及び第三者点検の方法等について記載。
- 評価書を更新した際、更新日や更新内容を記載。

評価書の以下の項目について、追記等を行います。

各評価書の略称は以下の通りです。

「国民健康保険(資格・給付)に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」改訂版(素案)」・・・資格・給付 「国民健康保険(賦課・徴収)に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」改訂版(素案)」・・・賦課・徴収 「後期高齢者医療に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」改訂版(素案)」・・・後期高齢

| | 項目 | | |
|---|----|--|--|
| - | 箇所 | (別添1)事務の内容 | 該当頁 |
| 1 | 内容 | 国保給付の「~各種給付申請書関係」、「~高額療養費関係~」及び「~高額介護合算療養費関係~」に口座登録・連携ファイル関係情報の取り込みについて追記する。 口座登録・連携ファイル関係情報とは、デジタル庁が提供する、行政機関の長等が行う公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することのできる預貯金口座(以下「公金受取口座」といいます。)を登録・管理するシステムにて提供される情報のことです。 保険給付申請の際に公金受取口座での受け取りを希望した場合、情報提供ネットワークにより、デジタル庁から対象者の公金受取口座情報を取得し、情報の取り込みを実施します。 | 18 20 22 ※資格·給付のみ |
| | 項目 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 | |
| | 箇所 | 6. 特定個人情報の保管・消去 | 該当頁 |
| 2 | 内容 | 「特定個人情報の保管・消去」の「保管場所」に、「ガバメントクラウドにおける措置」に係る説明を追記する。 ガバメントクラウドとは、政府共通のクラウドサービスの利用環境です。アプリケーション開発者の要求に応じて自動で柔軟かつ迅速にインフラを用意できる環境を、最新のクラウド技術を最大限に活用して政府から地方公共団体に対して共通に提供されるものです。 ①設置場所のセキュリティ対策は、ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている、日本国内でデータを保管するといった条件を満たすクラウド事業者が実施する。②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 | 資格·給付 49 賦課·徵収 33 後期高齡 39 |
| | 項目 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 | |
| | 箇所 | 6. 特定個人情報の保管・消去 | 該当頁 |
| 3 | 内容 | 「特定個人情報の保管・消去」の「消去方法」に、「ガバメントクラウドにおける措置」に係る説明を追記する。 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施され、国及びガバメントクラウドのクラウド事業者は特定個人情報を消去することはない。②クラウド事業者は、記録装置等を交換する際にデータの復元がなされないよう確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、移行に際して、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 | 資格·給付 49 賦課·徵収 33 後期高齢 39 |

| | 1 | | |
|---|----|---|---|
| 4 | 項目 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 | =+ .u. = |
| | 箇所 | 7. 特定個人情報の保管・消去 | 該当頁 |
| | 内容 | 「特定個人情報の保管・消去」の「⑤物理的対策一具体的な対策の内容」に、「ガバメントクラウドにおける措置」に係る説明を追記する。 ①がバメントクラウドのシステムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できない。 「特定個人情報の保管・消去」の「⑥技術的対策一具体的な対策の内容」に、「ガバメントクラウドにおける措置」に係る説明を追記する。 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない。 ②地方公共団体が委託した事業者又はガバメントクラウド運用管理補助者は、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングとログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤が方公共団体が委託した事業者又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥がバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体や事業者又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 | 資格·給付 96 賦課·後期 67 後期 77 |
| | 項目 | IV その他のリスク対策 | |
| 5 | 箇所 | 1. 監査 | 該当頁 |
| | 内容 | 「監査」の「②監査ー具体的な内容」に、「ガバメントクラウドにおける措置」に係る説明を追記する。 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 | 資格·給付 99 賦課·徵収 69 後期高 80 |

| | 項目 | Ⅳ その他のリスク対策 | |
|---|----|--|---|
| | 箇所 | 3. その他のリスク対策 | 該当頁 |
| 6 | 内容 | 「その他のリスク対策」に、「ガバメントクラウドにおける措置」に係る説明を追記する。 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、地方公共団体及びその委託を受ける事業者又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合は、ガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者で対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供する事業者又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応する。 ・具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 | 資格·給付 101 賦課·徴収 70 後期高齢 80 |

【参考】特定個人情報保護評価のスケジュール

| 時期 | 実施内容 |
|-------------------------|---|
| 令和6年2月~4月 | ・国民健康保険(資格・給付)、国民健康保険(賦課・徴収)、後期高齢者医療に 関する事務に係る「基礎項目評価書」、「全項目評価書」の修正作業を実施。 |
| 令和6年5月13日~ 令和6年6月13日 | ・国民健康保険(資格・給付)、国民健康保険(賦課・徴収)、後期高齢者医療に 関する事務に係る「全項目評価書」について、パブリック・コメントを実施し、市民 等からの意見を募集。 |
| 令和6年7月 | ・第三者点検(さいたま市情報公開・個人情報保護審議会)の実施。 |
| 令和6年8月 | ・個人情報保護委員会へ評価書を提出。 ・国民健康保険(資格・給付)、国民健康保険(賦課・徴収)、後期高齢者医療に 関する事務に係る評価書を公表。 |